

被疑者取調べの録音・録画制度について

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ（弁解録取を含む。）に際しては、取調べを行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録音・録画（録画等）の方法により記録しなければならないものとする。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならないものとする。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べを録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べにおける録画等又は録音を停止することができるものとする。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでないものとする。

（第198条の2）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ等（取調べ又は第二百三条乃至第二百五条に規定する弁解の機会をいう。以下同じ。）に際しては、取調べ等を行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録画等（録音と同時に録画することをいう。以下同じ。）の方法により記録しなければならない。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならない。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べ等を録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べ等における録画等又は録音を停止することができる。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでない。

録音・録画義務の規定に違反し、又は例外規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べにおける供述は、証拠とすることができないものとする。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

検察官は、取調べ状況を立証しようとするときは、当該取調べの状況を記録した媒体を用いなければならない（記録媒体がないときは、当該取調べの状況を立証することができない）ものとする。但し、当該取調べについて、例外規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

（第322条）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

前項の規定にかかわらず、第九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

—（略）

（第321条1項）

被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 （略）

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは

身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

(略)

(略)

(略)

第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、第百九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

(第324条)

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二条の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一条第一項第三号及び第五号の規定を準用する。

(第302条の2)

検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べ等の状況を立証しようとするときは、当該取調べ等の状況を第百九十八条の二の規定により記録した媒体を用いなければならない。但し、当該取調べについて、第百九十八条の二第二項本文の規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでない。

以上